

海部南部水道企業団における 女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

1. 策定趣旨

海部南部水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に基づき策定した。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当企業団では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、当企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

①女性職員の割合

令和7年度までに、職員に占める女性割合を、令和2年度の実績（15.6%）より引き上げ、20%を目指す。

②採用試験受験者の女性割合

令和7年度までに、採用試験受験者の女性割合を、令和2年度の実績（33.3%）より引き上げ、50%を目指す。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組

4. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、当企業団において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

①女性が働きやすい職場環境の整備

ア 育児休業等を取得しやすい環境を整備する

育児休業を取得する職員の業務が、必要に応じて周囲の職員によっても処理できるよう日頃から業務に関する情報の適切な共有化を推進するとともに、育児休業を取得した職員の業務が円滑に処理されるよう業務分担の見直しを行う。

イ 超過勤務を縮減する

業務処理方法の改善や事務の簡素化・効率化を図り、また、時間内に業務を終了するように努めるよう職員の意識の改革を行う。

ウ 休暇の取得を促進する

職員の計画的な年次有給休暇の取得促進を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

②採用試験の女性受験者の拡大に向けた積極的広報

採用募集の広報で女性が働きやすい職場であることをアピールするなど、女性からの応募が増える取り組みをする。

受験者の女性割合が増えることにより、採用割合、職員全体に占める女性の割合を増やすことに繋がります。